

参 考 資 料

自治体の協定事例	14
ニッポン放送の災害情報収集ネットワーク	27
旧居留地連絡協議会防災委員会について	28
東京駅周辺 防災隣組	37
FEMAのプロジェクト・インパクト	44
各種表示、マーク等の例	46
住宅性能表示制度	47
防災力向上に寄与する製品等	51
環境マネジメント 環境会計	53
業務継続計画目次例	56
リスクマネジメントに関する規格 JISQ2001	59

自治体の協定事例

専門技術の活用

建設業、自動車修理工場等

災害時における道路障害物除去、破損箇所に対する応急措置等の応急対策活動に関する協定。必要な建設資機材を提供するほか、協力企業の作業員が「災害工作隊」「レスキュー隊」などとして、障害物除去、破損箇所応急措置等の作業を実施。



自動車修理工場による防災訓練



参考資料 18～22ページ

医療等

医師会、歯科医師会等と救急医療等に関する協定を結ぶ事例は多い。
応急手当や労務提供で接骨師会と協定を結んでいる事例もある。

物資の活用

生活必需物資の調達

飲食料品を中心にコンビニ（本社）と協定を締結している事例もあるが、より対象範囲を広くし、寝具類、衣料、炊事用具、食器類、日用品雑貨、光熱材料等に至る生活必需品全般について、大手スーパー等と協定を結んでいる事例もある。大手スーパーのない中小都市では、市の商工会議所が調整役となって、多くの商工会議所加入店舗と、これら必需品の調達協定を結んでいる事例もある。



参考資料 23～24ページ

飲料水

製品としての飲料水のほか、ビール工場がビールやジュースの原材料となる水を提供したり、酒造会社が井戸水を提供する協定を締結している場合もある。

スペースの活用

ホテルを一時収容場所として提供

災害に伴う帰宅困難者等への一時収容場所としてホテルの一部を提供する協定。調査した事例では、ロビー・会議室等は無料で提供するが、客室を提供する場合は有料という協定内容となっている。



参考資料 25～26ページ

研修所等を避難場所として提供

災害時における臨時避難場所として企業の研修施設等を提供する協定。

情報提供サービス等の活用

緊急情報放送

地元の放送局と緊急情報放送に関する協定を締結している事例は多いが、市の要請に基づき放送局が必要と認めた時に行われるため、放送局の本来業務ともいえる。そのため、行政が負担する費用は、もっぱら行政が使用する機材等の費用等に限定される場合が多い。

タクシー無線等の活用

民間からの情報提供（まちの被災状況等）と行政情報の提供の双方に、タクシー無線が活用される場合がある。民間のアマチュア無線クラブと協定を結んでいる事例もある。

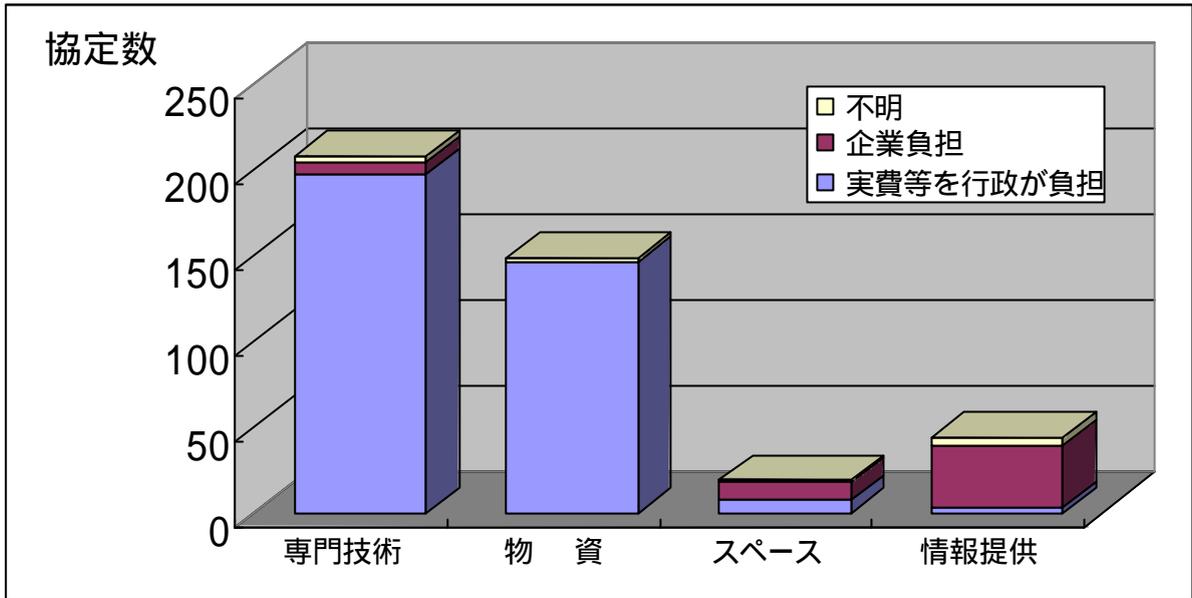


図 行政と企業との連携

全国 20 万人以上の市、東京都特別区および該当する市が存在しない県での最も人口の多い市、合計 132 の自治体を対象に調査を実施した。(回答数 98、回答率 74%)

現状の協定は、医療、建物の応急措置、障害物除去等の専門技術の活用と水、食料等物資の活用の 2 つが多く、これらの大部分は、行政が実費を負担している。

一方、研修所やグラウンドの使用等スペースの活用および緊急情報放送、タクシー無線等情報提供サービスに関する協定は数も少なく、その実費を行政が負担する割合も少ない。

災害時における人命救助・道路啓開等応急対策業務に関する協定書

練馬区（以下「甲」という。）と区内建設・土木業関連 8 団体（以下「乙」という。）は、災害時における人命救助道路啓開等応急対策業務に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第 1 条 この協定は、災害時における建築物その他の工作物等の崩壊および損壊に伴う、緊急人命救助および道路啓開のための障害物除去活動等業務（以下「業務」という。）について、乙の積極的な協力を得ることにより、円滑な業務を実施することを目的とする。

（出動の要請）

第 2 条 甲は、災害の実情に応じ、乙に対し、業務内容、日時、場所を指定して資機材および労力（以下「資機材等」という。）の出動を要請するものとする。

ただし、乙は、災害の状況により応急対策が緊急性を要すると判断した場合は、甲と密接な連絡をとりながら、直ちに出勤し、その業務に従事することができる。

（資機材等の提供）

第 3 条 乙は、甲の要請があったときは、特別の理由がない限り、甲に対し、資機材等を提供する。

（資機材等の報告）

第 4 条 甲は、乙の提供した資機材等の数量および業務内容について、報告を受けるものとする。

（費用負担）

第 5 条 甲は、乙の提供した資機材等に要した費用を負担する。

（費用の請求）

第 6 条 乙は、業務終了後、甲の認定を受けて業務に要した通常の実費を、甲に請求するものとする。

（災害補償）

第 7 条 甲の要請に基づき出勤した者が、業務実施中に負傷し、若しくは疾病にかかり、または死亡した場合は、「災害応急措置業務従事者および水防従事者に対する損害賠償に関する条例（昭和 63 年 3 月 28 日条例第 11 号）」に基づき、これを補償するものとする。

（資機材等の調査）

第 8 条 乙は、甲が毎年 1 回実施する、乙の保有する、災害時に出勤可能な資機材等の調

査に協力するものとする。

(細目)

第9条 この協定を実施するため、必要な事項については別に定める。

(協議)

第10条 協定の解釈に疑義が生じたとき、またはこの協定の実施に関して必要な事項は、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

この協定締結の証として本書9通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

平成7年12月22日

甲 東京都練馬区豊玉北六丁目12番1号
練馬区長 岩波三郎

乙 東京都練馬区中村南三丁目16番10号
練馬区建設業協会
会長 内田幸完

東京都練馬区関町南一丁目2番35号
練馬区ビルダークラブ
会長 中村政輝

東京都練馬区関町北二丁目31番4号
練馬電設工業会
会長 井口浩太郎

東京都練馬区豊玉北五丁目20番3号
練馬空調衛生協会
会長 塩野健司

東京都練馬区中村一丁目8番2号

練馬設備事業協会

会長 上 杉 与志栄

東京都練馬区大泉学園町七丁目 19 番 46 号

サンキュウ会

会長 高 山 一 夫

東京都練馬区豊玉北六丁目 13 番 2 号

練馬土木協会

会長 遠 藤 寛

東京都練馬区豊玉北二丁目 17 番 11 号

練馬区造園建設業組合

組合長 伊 藤 敏 堆

平成 8 年 8 月 1 日

東京都練馬区早宮二丁目 25 番 7 号

練馬区交通安全施設クラブ

代表 吉 田 助 丘

災害時における車両等障害物除去応急対策業務に関する協定書

練馬区（以下「甲」という。）と、社団法人 東京都自動車整備振興会練馬支部（以下「乙」という。）との間において、災害時における応急業務に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、練馬区内に大規模な地震災害、風水害、その他の災害が発生し、または発生する恐れのある場合において、乙の積極的な協力を得ることにより、道路等における車両等障害物を除去し、応急対策業務（以下「業務」という。）にあたる。もって、緊急時の道路啓開に資することを目的とする。

（出動の要請）

第2条 甲は、乙に対し、災害の状況に応じて、練馬区地域防災計画に定める分掌事務に従い、所管部長から業務内容、日時、場所を指定して資機材労力等（以下「資機材等」という。）の出動を要請するものとする。

ただし、乙は、災害の実状により、応急対策が緊急性を要すると判断した場合は、甲と密接な連絡をとりながら、直ちに出動し、その業務に従事することができる。

（資機材等の提供）

第3条 乙は、甲の要請があったときは、特別の理由がない限り、甲に対し資機材等を提供する。

（報告）

第4条 甲は、乙の提供した資機材等の数量および業務内容について、報告を受けるものとする。

（費用負担）

第5条 甲は、乙の供給した資機材等に要した費用を負担する。

（費用の請求）

第6条 乙は、業務終了後、甲の認定を受けて業務に要した通常のコストを、甲に対し請求するものとする。

（災害補償）

第7条 甲の要請に基づき出動した者が、応急対策業務実施中に負傷し、若しくは疾病にかかり、または死亡した場合は、「災害応急措置業務従事者および水防従事者に対する災害補償に関する条例（昭和63年3月28日条例第11号）」に基づき、これを補償するものとする。

(資機材等の把握および報告)

第 8 条 乙は、あらかじめ、乙が災害時に出動可能な資機材等を把握し、甲に報告するものとする。

2 前項の資機材等に、著しい変化があったとき、または甲の要請があったときは、乙はその状況を甲に報告する。

(看板の掲示)

第 9 条 甲は、乙の会員の承諾を得て、各店頭等に「練馬区災害応急措置業務協力員」の看板を掲示することができる。

(細目)

第 10 条 この協定を実施するため、必要な事項については、別に定める。

(協議)

第 11 条 この協定に定めのない事項、およびこの協定の解釈について疑義が生じたときは甲、乙協議のうえ決定するものとする。

上記協定締結の証として、本協定書 2 通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各 1 通を保有するものとする。

平成 8 年 3 月 21 日

甲 東京都練馬区豊玉北六丁目 12 番 1 号
練馬区長 岩波三郎

乙 東京都練馬区南田中三丁目 25 番 15 号
社団法人 東京都自動車整備振興会
練馬支部長 谷治和雄

災害時における物資供給の応援に関する協定書

徳島市（以下「甲」という。）と株式会社徳島そごう（以下「乙」という。）とは、次のとおり物資の供給の応援に関する協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、地震、風水害、大火災その他による災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、甲から乙に対して行う物資の供給の応援の要請に関し、その手続き等について定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時における応急措置のため、緊急に物資の確保を図る必要が生じたときは、乙の保有する物資の調達を要請するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、保有物資を優先的に供給するものとする。

（物資の種類）

第4条 物資の種類は次のとおりとし、乙が取り扱っているもののうち、甲が緊急に必要なものとする。

- (1) 食 料 品
- (2) 衣 料 品
- (3) 医 療 品
- (4) 寝 具 類
- (5) 食 器 類
- (6) 炊 事 用 具
- (7) 日用品雑貨
- (8) その他必要なもの

（調達要請の方法）

第5条 甲が前条に掲げる物資の供給を受けようとするときは、出荷要請書（様式第1号）をもって乙に要請するものとする。ただし、緊急を要するときは口頭でもって要請し、事後、出荷要請書を提出するものとする。

（物資の取引）

第6条 物資の取引場所は甲、乙協議のうえ定めるものとし、当該場所において甲の職員が乙の提出する出荷確認書（様式第2号）により確認のうえこれを引き取るものとする。なお、甲は必要に応じて乙に対し運搬の協力を求めることができるものとする。

（経費の負担）

第7条 乙が供給した商品の代金及びその他必要経費については、甲が負担するものとし、甲は、遅滞なくその支払を行うものとする。

（物資の価格）

第8条 物資の価格は、災害が発生する直前における適正な価格とする。

(報 告)

第9条 この協定の万全な実行を期するため、甲は、乙に対して、その在庫品目、数量等について報告を求めることができるものとする。

(改正又は廃止)

第10条 この協定の改正又は廃止は、甲又は乙が、3箇月前に相手方に通告して行うことができる。

(協 議)

第11条 この協定の解釈に疑義を生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議するものとする。

(実施期日)

第12条 この協定は、平成9年4月1日から実施する。

災害時における施設等の提供協力に関する協定書

さいたま市を「甲」とし、
を「乙」とし、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、さいたま市内に地震が発生した場合、鉄道又は道路の遮断等のため帰宅することが困難となった被災者(以下「帰宅困難者」という。)に対して、一時的に乙の施設を開放し、円滑な支援を行うため、必要な事項を定めるものとする。

(協力内容)

第2条 甲は、地震災害時、乙施設の安全が確認された場合に、次の事項について乙に協力を要請することができる。

(1) 帰宅困難者の乙施設への受入れ

(2) 甲が供給できない場合の帰宅困難者への食料、生活必需品等の供給

2 乙が解放する施設は、宴会場、会議室等とする。ただし、前述の施設を利用している場合は、施設管理者の指示された場所とする。

(要請の方法)

第3条 甲が乙に協力を要請するにあたっては、口頭、電話等をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

(報告)

第4条 乙は、この協定に基づき協力したときは、口頭、電話等で甲に報告し、事後に報告書を提出するものとする。

(経費の負担)

第5条 乙は、無償で施設の開放をするものとする。ただし、次の事項については、甲が負担するものとする。

(1) 乙が帰宅困難者に供給した食糧、生活必需品等の経費

(2) その他、甲乙協議により甲が負担すべき経費

(協力期間)

第6条 この協定に基づく協力期間は、災害発生から3日以内とする。ただし、やむを得ない事情があると認めた場合は、甲乙協議の上、期間を延長することができる。

(連絡責任者)

第7条 甲及び乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に推進されるよう、連絡調整及び指示を行う連絡責任者を予め指定し、それぞれ通知するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定は、平成12年1月17日から効力を有するものとし、甲乙いずれから協定の解消の申し出のない限り、同一の内容をもって継続するものとする。

(協議)

第9条 この協定に関する疑義、又はこの協定に定めがない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

平成 12 年 1 月 17 日

さいたま市常磐 6 丁目 4 番 4 号
甲 さいたま市
さいたま市長

乙

協定締結ホテル一覧

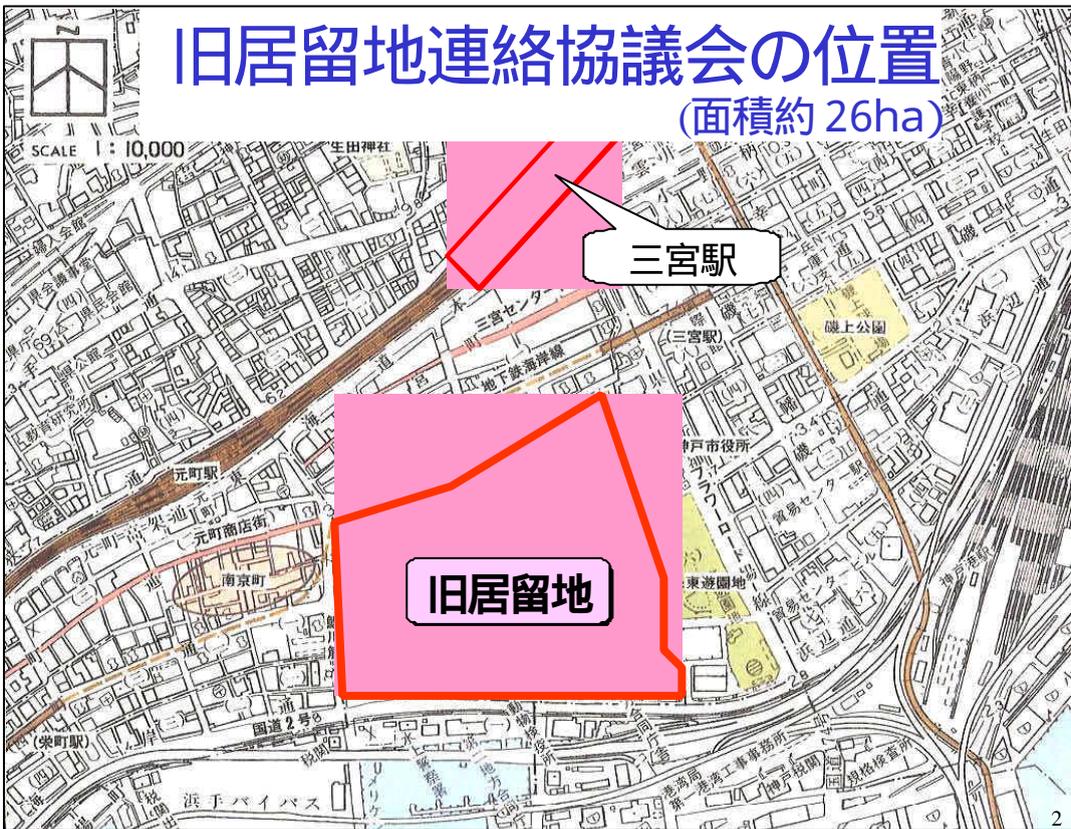
番号	ホテル名	所在地
1	浦和東武ホテル	さいたま市浦和仲町 2 丁目 1 6 番 9 号
2	浦和ワシントンホテル	さいたま市高砂 2 丁目 1 番 1 9 号
3	ホテルメッツ浦和	さいたま市高砂 1 丁目 1 6 番 7 号
4	ホテルニュー埼玉	さいたま市南浦和 2 丁目 4 4 番 1 7 号
5	プラザホテル浦和	さいたま市鹿手袋 1 丁目 1 番 1 号

ニッポン放送の災害情報収集ネットワーク (タクシー防災レポーター)

タクシー防災レポーター 協力社一覧

- | | | |
|------------|----------|------------|
| イースタンモーターズ | 盈進自動車 | 荻原興業 |
| 共栄交通 | 久留米交通 | 京王交通 |
| 京西交通 | ケイエム国際 | 三陽自動車 |
| 親和交通 | スガイ交通 | 第一交通 |
| 第三ゴンドルタクシー | 大日本交通 | 大日本自動車交通 |
| 大和自動車 | 大和自動車交通 | 宝自動車交通 |
| 帝都自動車交通 | 東京協同タクシー | 東京ゴンドルタクシー |
| 同進交通 | 東都交通 | 都民交通 |
| 日本交通 | 宝自動車交通 | ゴンドルキャブ |
| 東日本交通 | 日の丸交通 | 毎日タクシー |
| マコト交通 | 丸井自動車 | 美鈴タクシー |
| 三ツ矢観光自動車 | 南観光交通 | 宮園自動車 |
| 和親交通 | 大栄交通 | 大同交通 |

出典：ニッポン放送ホームページ
<http://www.1242.com/bousai/>



旧居留地の沿革

1858年 (安政 5年) 修好通商条約 (江戸幕府の鎖国終止符)

1868年 (慶応 3年) 開港
1/1 12/7

1869年 (慶応 4年) 神戸外国人居留地設置
9/10 7/24

30年間

目的 外国人のための住居や通商の場
 範囲 東は生田川、西は鯉川筋 } 約26ha
 北は西国街道、南は海岸 } 500m x 500m
 (田畑や砂地を埋め立てて設置)

1873年 (明治 6年) 126区画、競売にて売却 (4回)

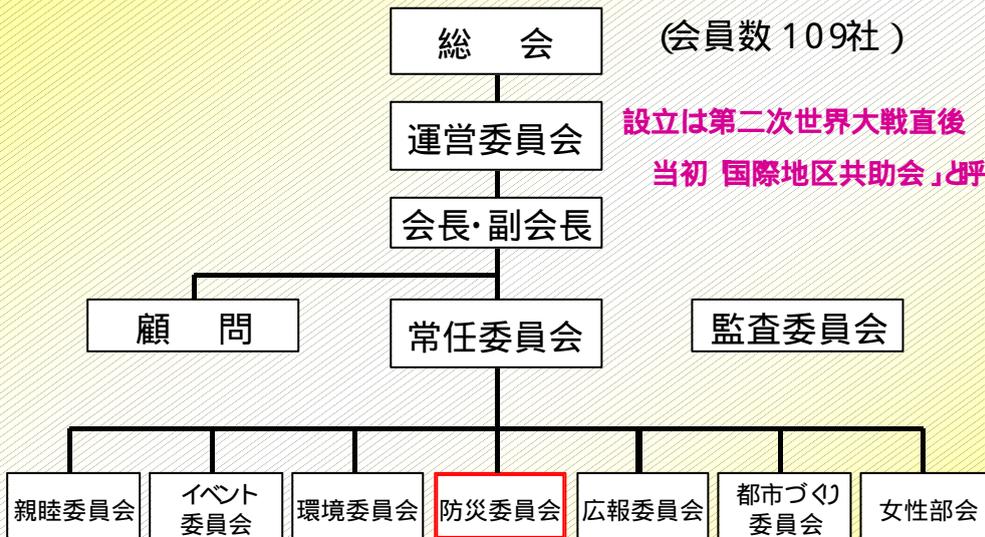
1875年 (明治 8年) 全体の体裁が整う

1899年 (明治32年) 日本に返還
7/17

日本の海運会社・商社・銀行等が進出し、国際的近代都市として神戸を代表する都市業務地として形成された

3

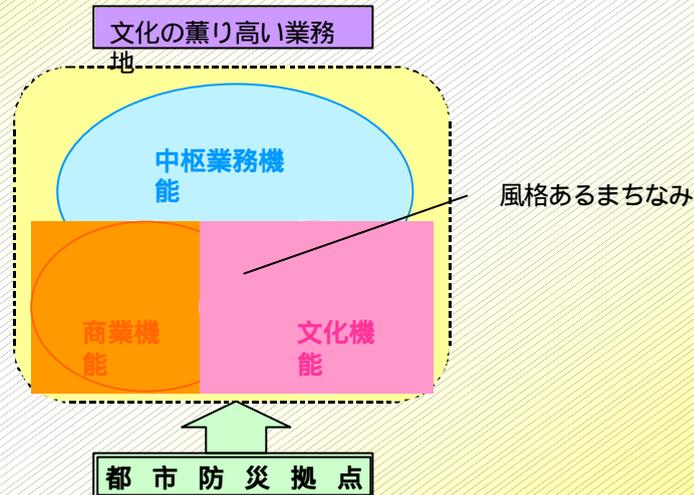
旧居留地連絡協議会の組織構成と活動内容 (現在)



4

復興の目標

早期のビル再建を促進し、神戸の都心中枢にふさわしい、安全で文化の薫り高い業務地を形成する。



5

- 1995年10月 (平成7年) 神戸旧居留地 / 復興計画」策定
- 1997年3月 (平成9年) 神戸旧居留地 / 都心づくりガイドライン」策定
- 1998年1月 (平成10年) 防災マニュアル」作成の手引作成
- 1999年 (平成11年) 神戸居留地返還100年祭
- 2001年1月 (平成13年) 神戸旧居留地 / 地域防災計画」策定

6

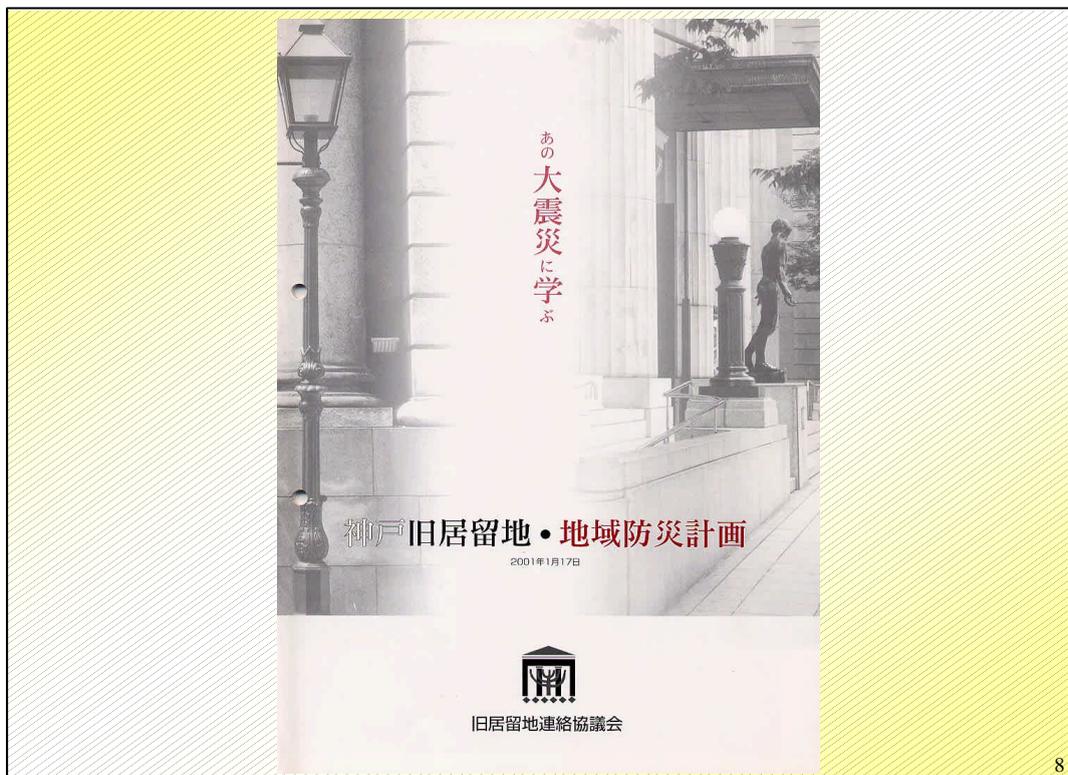
防災委員会の主な活動状況

平成 8年10月 **防災委員会新設（結成）**
毎月 17日開催

平成10年 1月 **「事業所のための『防災マニュアル』作成の手引き」**
策定・配布
自社の人命と財産は自社で守る

平成13年 1月 **神戸旧居留地 / 地域防災計画」策定・配布**
非常時には街全体が一次避難所として活用
しうるような街づくりをすすめていく

7



8

計画策定にあたっての基本的考え方

非常時における旧居留地内企業の相互支援をスムーズにする

- ・各社における人命と財産は、自社で守る
- ・不足する事柄について、相互支援を準備する

非常時における来訪者を助ける

- ・人命を助ける
- ・一刻も早い帰宅、帰社を助ける
- ・帰宅困難者に対し、行政の態勢が整うまでの間、待避環境を提供する

日頃から、防災意識を育み、訓練を怠らない(普段の備え)

9

神戸旧居留地 地域防災計画の概要

(1)非常時の相互支援

電子メール等の活用によるネットワーク構築、隣組の組織化

(2)非常時の来訪者支援

救護、情報提供コーナー設置、帰宅困難者への一時待避場所提供

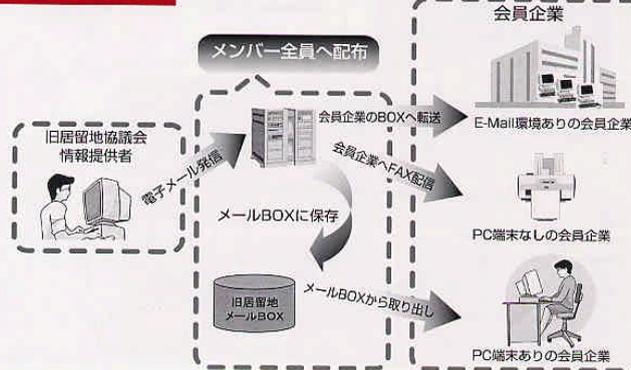
(3)普段の備え

市民救命士、市民防災リーダー養成、各種訓練の実施、計画の定期点検

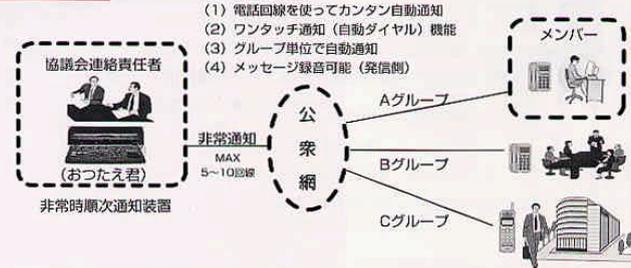
10

1-1 安心 安全ネットワーク

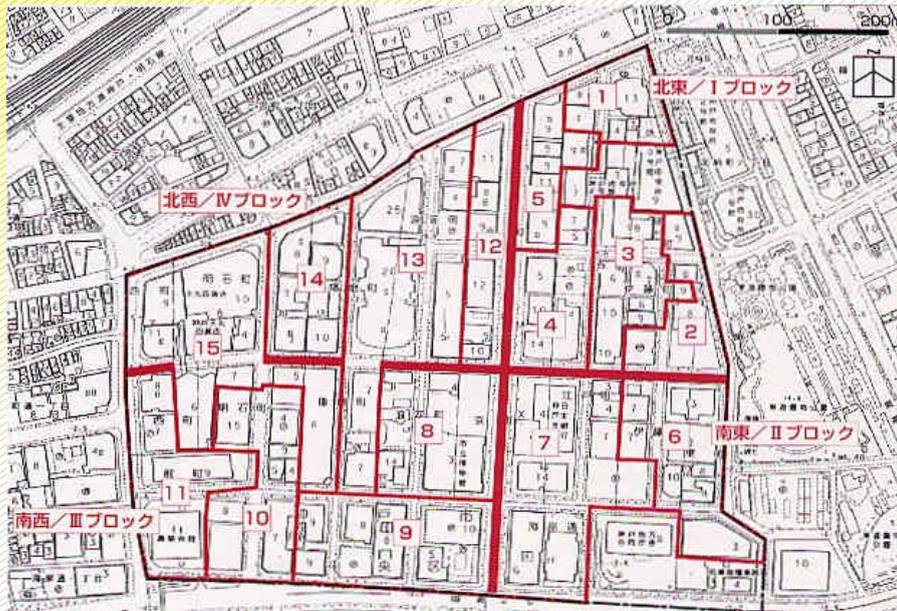
電子メールによる通知



音声による通知



1-2 居留地隣組



居留地隣組

	1	2	3	4	5	
北東 I ブロック	○ストロングビル 第一棟 みどりカードサービス 大英石油 MONビル	○大神ビル 三宮エクセレントビル シティライフ三宮ビル 神戸シルクセンタービル 神戸ポート郵便局	○高砂ビル 三共生興スカイビル 住友生命三宮ビル 今西ビル 第一テリヤビル 精工中金 江戸町東町ビル	●日本ビルデング 神戸ナショナルビル 神戸銀行協会 神戸ベルエール美容専門学校 クリエイティブビル	○華東ビル 神栄ビル 入江ビル 京町栄光ビル 栄光ビル 朝日生命京町ビル 電通神戸ビル	1 2 3 4 5 6 7
南東 II ブロック	●関西電力 真珠会館 港都ビル 貿易ビル 三井生命 住宅(ペン A.ダイヤ) 三宮伊藤町ビル みなと銀行事務センター 伊藤町第一生命ビル	○KDDI神戸ビル ペイウイング神戸ビル トウセン神戸ビル 日本貨物検査協会 建業ビル 日本銀行 NTT神戸中央ビル	1 2 3 4 5 6 7 8 9	*各ビルの詳細については、資料・マニュアル編 《居留地隣組 担当者》(P24~)をご覧ください。		
南西 III ブロック	○15番館ビル 市立博物館 Duo神戸ビル	○第2神港ビル(東京海上) 神港ビルデング デビスパークキング チャータードビル 建産ビルI・II	●新明海ビル 海岸ビル 商船三井ビル 大協ビル 大日明町ビル 泰和ビル 商和火災海上保険 常盤ビル 明海ビル	○農業会館 NTT新神戸ビル デビスパークキング 三井日生ビル	1 2 3 4 5 6 7 8 9	
北西 IV ブロック	○松岡ビル 山本ビル 新クレセントビル 三宮第一生命ビル (仮)京町英里ビル 建大ビル ホテルヴィアマール	○朝日ビル 神戸信用金庫 兵庫興信用保証協会 NTTフタリテイクス 三菱電機ビル ざくらシーエス さくら銀行	○神戸旧居留地平和ビル 神戸ダイヤモンドビル ニッケビル 東神ビル THE 45TH	●大丸 大丸カーポート 住友生命神戸ビル 三蔵信託銀行神戸ビル	1 2 3 4 5 6 7	

●: ブロックリーダー ○: 隣組リーダー

(平成13年1月17日現在)

13

1-3 備蓄

共同備蓄品リスト

(救助機材)

油圧ジャッキ、ハンマー、つるはし、携帯用コンクリート粉砕器具、パール スコップ、金のこぎり、ポルトクリッパー、雨蓑、救命浮輪、救命胴衣、皮手袋、防護マスク、防護メガネ、ヘルメット、救助用ロープ、携帯用発電機(燃料缶付)、投光機(三脚付)、コードリール、携帯用電灯、サルベージシート、折りたたみ担架、折りたたみリヤカー、二連よしご

(排水・消火機材)

小型動力消防ポンプ(ホース付)

(医療機材)

外傷救急医薬品一式、毛布

(生活機材)

仮設トイレ、ポリタンク(20リットル)

備蓄場所



備蓄品目は、人命の救助 維持という観点から、必要と考えられる資機材に限定

備蓄場所についても、今後増設し、分散管理を実現する予定

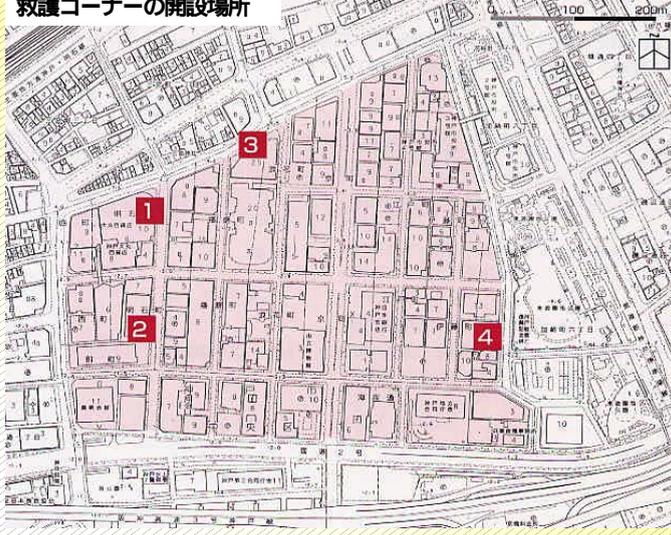
備蓄品は、毎年、原則として1月17日と7月17日に点検

14

2-1 命を助ける

救護コーナー	住所	ビル名	設置場所
	明石町40	大丸神戸店	1階コリドール
	明石町32	明海ビル	1階ヒロティ
	浪花町59	神戸朝日ビル	1階ヒロティ
	東町123-1	貿易ビル	1階ロビー

救護コーナーの開設場所



地区内にいる医師、看護婦の派遣

市民救命士の出動

15

2-2 情報を提供する

情報提供コーナー	住所	ビル名	設置場所
	明石町40	大丸神戸店	1階コリドール
	浪花町59	神戸朝日ビル	1階ヒロティ

情報提供の内容

(災害の種類に応じて必要な情報を選択)

被害状況：

神戸市災害対策本部の発表を中継し、会員各社の被害状況、安否情報を把握・連絡する。

交通情報：

公共交通機関や道路の状況を把握したい連絡する。

ライフライン情報：

ライフラインの被害、復旧状況について把握したい連絡する。

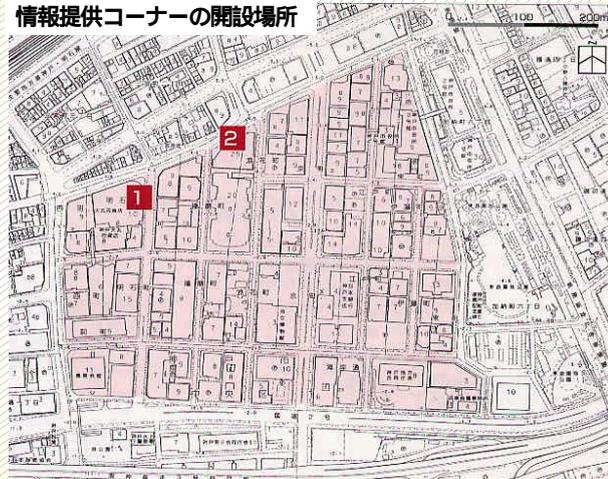
避難情報：

避難勧告などの公的機関発表を中継。

施設情報：

近隣の食料品店情報、緊急対応可能業者情報、ホテル空室情報等。

情報提供コーナーの開設場所



16

2-3 一時待避の手助け

一時待避場所の提供

非常時には、**地区内全ビル**で帰宅困難者等の受け入れをお願いします。

会議室や廊下等、雨露のしのげる一時避難場所を可能な範囲で提供して下さい。

一時待避コーナーでは、行政の対応が可能になると考えられるまでの**最長72時間**、トイレの提供等、最低限の生活支援をお願いします。

17

3 普段の備え

市民救命

旧居留地内で1,000人の市民救命士養成を目標に、講習会を年2回開催する(現在518名)。

市民防災リーダー

各居留地隣組ごとに2名の市民防災リーダーを確保することを目標に、消防署が行う防災リーダー研修に順次参加する(現在38名)。

防災訓

毎年、次のようなスケジュールで災訓練を実施する。

意識啓

- ・居留地ニュース等への防災関連情報の掲載
- ・総会や例会における防災講習

	自主訓練	他への参加
1月	地震関連訓練	
2月		
3月		火災予防運動行事
4月		
5月		
6月	水害・高潮対策訓練	中央区防災訓練
7月		
8月		
9月		全市防災訓練
10月	救護訓練	中央地区消防大会
11月		火災予防運動行事
12月		

地域防災計画の定期点

毎年1月、地域防災計画が実情に合致しているか、防災委員会が中心となって点検する。

18